

平成 26 年 度

通 常 総 会

日 時 平成26年 6 月11日（水）

午後 2 時00分～

場 所 松山市井門町 1 0 8 1 番地 1

一般社団法人愛媛県トラック協会

2 階大会議室

愛媛県高速道路交通安全協議会

目 次

1	総会式次第		
2	第1号議案	平成25年度 事業報告	……………P. 1
3	第2号議案	平成25年度 収支決算報告	……………P. 4
	(監査報告)		……………P. 6
4	第3号議案	平成26年度 事業計画(案)	……………P. 7
5	第4号議案	平成26年度 予算(案)	……………P. 9
6	第5号議案	役員選任及び顧問・参与の委嘱	……………P. 11
		役員名簿	……………P. 12
		顧問・参与名簿	……………P. 13
7	第6号議案	諸規程の一部改正	……………P. 14
	別紙1	同報@メールについて	……………P. 16
	別紙2	会員の入会状況	……………P. 17
	添付資料	交通事故防止に関する決議(案)	……………P. 18
	添付資料	会則	

総 会 式 次 第

1 開会

2 表彰

3 会長あいさつ

4 愛媛県警察本部 交通部長あいさつ

5 来賓祝辞

(1) 四国運輸局愛媛運輸支局長

(2) 愛媛県県民環境部長

6 高速道路の交通事故概況説明

愛媛県警察本部 高速道路交通警察隊長

7 議事

(1) 第1号議案 平成25年度事業報告

(2) 第2号議案 平成25年度収支決算報告（監査報告）

(3) 第3号議案 平成26年度事業計画（案）

(4) 第4号議案 平成26年度予算（案）

(5) 第5号議案 役員選任及び顧問・参与の委嘱

(6) 第6号議案 諸規程の一部改正

8 決議採択

9 閉会

平成25年度 事業報告

事業項目	推進事項	実施日・場所等	実施内容
会議の開催	理事会	6月14日 トラック協会	・入会状況について ・平成24年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成25年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・キャラクターの名称について ・役員改選及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正
	通常総会	6月14日 トラック協会	・平成24年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成25年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・キャラクターの名称について ・役員改選及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	Eメールの活用	25年1月～	・コスト削減のため、Eメールを活用
	会報誌の発行	年2回	・「セーフティハイウェイ愛媛」を年2回発行 交通安全広報や活動報告などの情報提供
	交通白書の作成・配布	26年3月	・「愛媛の高速道路」を作成し、全会員に配布
	交通事故マップの作成・配布	26年3月	・交通事故マップを作成し、全会員に配布
	「えひめハイウェイ情報」の作成・配信	随時	No. 244 「交通安全ふれあいフェアの実施」 No. 245 「ホームページのリニューアル」 No. 246 「交通死亡事故発生」 No. 247 「交通死亡事故発生」 No. 248 「交通安全教室の開催」 No. 249 「GW渋滞予測」 No. 250 「交通死亡事故発生」 No. 251 「交通死亡事故発生」 No. 252 「総会開催 キャラクター名の決定」 No. 253 「安全教室の開催」 No. 254 「交通死亡事故発生」 No. 255 「交通死亡事故発生」 No. 256 「交通死亡事故発生」 No. 257 「お盆の渋滞予測」 No. 258 「交通死亡事故発生」 No. 259 「通行止めのお知らせ」 No. 260 「交通死亡事故発生」 No. 261 「交通死亡事故多発注意報発令」 No. 262 「交通死亡事故発生」 No. 263 「高速道路で交通死亡事故発生」 No. 264 「交通死亡事故発生」 No. 265 「交通死亡事故発生」 No. 266 「交通死亡事故発生」

			No. 267 「交通死亡事故多発注意報発令」 No. 268 「交通死亡事故発生」 No. 269 「交通死亡事故発生」 No. 270 「年末年始の高速道路渋滞予測」 No. 271 「交通死亡事故発生」 No. 272 「交通死亡事故発生」 No. 273 「交通死亡事故発生」 No. 274 「高速道路での交通死亡事故発生」 No. 275 「交通死亡事故続発」 号外「キャラクターの名前募集」
	チラシ等の作成・配布	随時	・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年 3 回	・交通安全運動に合わせて、広告を掲載
	ラジオCM	GW、EHIMEハイウェイフェイクンペーン時	・ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報する
	啓発グッズ、広報グッズの作成・配布	随時	・地元の製紙会社の協力のもと、オリジナルトイレットペーパーを作成し、交通茶屋やイベント等で配布した。
交通安全活動の推進	交通死亡事故抑止“アンダー50”の周知・徹底	随時	・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋など、あらゆる機会を通じて広く県民に広報した。 ・愛媛県警高速隊員考案の、通行帯違反防止のためのキャッチコピー「右側ずっと走らレーン！」と鹿児島県警高速隊考案のキャラクター「レフキーくん」を使用した啓発活動を行った。
	EHIMEハイウェイセーフティキャンペーンの実施	7月～8月 (2ヵ月間)	・夏休み、旧盆期の交通量の増加による交通事故を防止するため、ショッピングモールでの交通安全キャンペーンを実施した。
研修	会員限定の研修の実施	9月9日～ 9月12日 10月22日～ 10月23日 自動車安全運転センター中央研修所	・貨物自動車運転者課程4日間コース(1名) ・安全運転管理者課程4日間コース(2名)
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	4月6日～ 4月15日 9月21日～ 9月30日 12月21日～ 12月31日	・愛媛新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかけた。 ・各SAで交通茶屋を行い、ドライバーに直接交通安全を呼びかけた。 ・フジグラン重信にて交通安全啓発イベントを開催した。

交通安全講習会等への協賛・援助活動	講習会の実施	随時	・ 会員事業所等の開催する講習会等に、講師の派遣及び資料の提供等を行った。 ・ 交通安全教育車の出動
他機関、団体との連携	各種キャンペーン活動への協力		・ 県警本部交通部、犯罪被害者支援室、松山南警察署、松山南交通安全協会、東温市、あいしよくドライビングスクール、NEXCO西日本の協力を得て、交通安全啓発イベントを開催した。 ・ 愛媛県交通安全協会へ横断旗の寄贈を行った。

平成25年度 収 支 決 算 報 告

歳 入	7,206,746 円
歳 出	6,279,626 円
差 引 残 高	927,120 円

【歳 入】

科 目		摘 要		
		予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A) - (B)
会 費		6,090,000	6,018,000	72,000
	一 般 会 員	4,140,000	4,068,000	72,000
	特 別 会 員	1,200,000	1,200,000	0
	賛 助 会 員	750,000	750,000	0
雑 収 入		0	50,484	△ 50,484
	預 金 利 息	0	484	△ 484
	そ の 他	0	50,000	△ 50,000
前 期 繰 越 金		1,138,262	1,138,262	0
合 計		7,228,262	7,206,746	21,516

※ 会員口数については平成26年3月31現在。

【歳 出】

科 目	摘 要			備 考
	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異 (A) - (B)	
事 業 費	3,352,000	2,658,006	693,994	
広 報 活 動 費	2,162,000	1,740,586	421,414	※一般向け事業 SA・PAでの活動等
安 全 教 育 費	30,000	0	30,000	
会 報 発 行 費	250,000	247,800	2,200	※会員向け事業 会報での事業報告 ifaxでの情報提供 中央研修所での研修
交 通 情 報 費	360,000	246,940	113,060	
研 修 費	550,000	422,680	127,320	
管 理 費	3,870,250	3,621,620	248,630	
会議費	200,000	103,895	96,105	
総 会 費	150,000	87,395	62,605	
理 事 会 費	50,000	16,500	33,500	
表 彰 費	0	0	0	
人件費	3,020,000	2,842,301	177,699	
職 員 給 与	2,560,000	2,428,163	131,837	
福 利 厚 生 費	450,000	412,938	37,062	
旅 費	10,000	1,200	8,800	
退 職 引 当 金	0	0	0	
事務費	650,250	675,424	△ 25,174	
通 信 費	402,000	293,751	108,249	※通話料金・送料等
印 刷 費	55,000	54,600	400	
賃 借 料	28,250	15,330	12,920	※事務局借上料
慶 弔 費	5,000	0	5,000	
消 耗 品 費	60,000	50,623	9,377	
備 品 費	100,000	261,120	△ 161,120	※パソコンの買い替え
予 備 費	6,012	0	6,012	
合 計	7,228,262	6,279,626	948,636	

※退職手当積立金

科 目	収 入	支 出	残 金	備 考
繰 越 金	255,393		255,393	
25 年 度 積 立 金	0		0	
預 金 利 子			42	
職 員 退 職 金		0	0	
合 計		0	255,435	

監 査 報 告

平成25年度「愛媛県高速道路交通安全協議会」の事業並びに
収支決算について、会則第28条第3項の規定により、その内容
及び会計帳簿、証拠書類等を厳正に監査した結果、適法かつ正
確なものと認めます。

平成26年 4 月 21 日

監 事

菅 良一 

平成26年 4 月 22 日

監 事

桑原 征一 

平成26年度 事業計画 (案)

事業計画	推進事項	実施日・場所等	実 施 内 容
会議の開催	理事会	6月11日 トラック協会	・入会状況について ・平成25年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成26年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・Eメールの活用について ・役員改選及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正
	通常総会	6月11日 トラック協会	・表彰 ・平成25年度事業報告、収支決算報告 ・監査報告 ・平成26年度事業計画（案）、予算（案）の審議 ・Eメールの活用について ・役員改選及び顧問・参与の委嘱 ・諸規程の一部改正 ・交通事故防止に関する決議の読み上げ
広報啓発活動	ホームページの改修	4月～	・交通事故件数の早期更新、イベントの開催告知、各種資料及びバナー広告の掲載
	Eメールの活用	随時	・コスト削減のため、Eメールを活用 ・通行止め等の情報を配信
	会報誌の発行	年2回	・「セーフティハイウェイ愛媛」を年2回発行 交通安全広報や活動報告などの情報提供
	交通白書の作成・配布	27年3月	・「愛媛の高速道路」を作成し、全会員に配布
	交通事故マップの作成・配布	27年3月	・交通事故マップを作成し、全会員に配布するとともに、愛媛の各SAに設置
	「えひめハイウェイ情報」の作成・配信	随時	・会員に対しEメール、iFAXで配信するとともにホームページにも掲載
	チラシ等の作成・配布	随時	・交通事故防止に関するチラシを作成し、交通茶屋やその他のイベントで積極的に配布
	新聞広告の掲載	年3回（愛媛新聞・朝日新聞）	・交通安全運動に合わせて、広告を掲載
	ラジオCM	GW、年末年始、交通安全運動期間	・ラジオを通じて交通安全をPRするとともに、高速安協の存在を県民に広報する
交通安全活動の推進	啓発グッズ、広報グッズの作成・配布	随時	・交通茶屋やその他イベントで高速安協の名入れグッズを配布し、知名度の向上を図る
	交通死亡事故抑止“アンダー50”の周知・徹底	随時	・ラジオ、えひめハイウェイ情報、交通茶屋など、あらゆる機会を通じて広く県民に広報する。

	EHIMEハイウェイセーフティキャンペーンの実施	7月～8月 (2ヵ月間)	・夏休み、旧盆期の交通量の増加による交通事故を防止するため、キャンペーンを実施する。
研修	会員限定の研修の実施	9月16日～ 9月19日 9月3日～ 9月4日 9月16日～ 9月19日 自動車安全運転センター中央研修所	・大型貨物自動車運転者課程4日間(1名) ・大型貨物自動車運転者2日間(1名) ・安全運転管理者課程4日間(3名)
交通安全運動の推進	春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動 年末の交通安全県民運動	4月6日～ 4月15日 9月21日～ 9月30日 12月21日～ 12月31日	・愛媛新聞に広告を掲載し、交通安全を呼びかける。 ・各SAで交通茶屋を行い、ドライバーに直接交通安全を呼びかける。
交通安全講習会等への協賛・援助活動	講習会の実施	随時	・会員事業所等の開催する講習会等に、講師の派遣及び資料の提供等を行う。 ・交通安全教育車の出動の申込受付 ・JAFのシートベルトコンビンサー出動の申込受付
他機関、団体との連携	各種キャンペーン活動への協力		・自治体、各地区交通安全協会、安全運転管理者協議会、トラック協会、道路管理者等関係機関、団体との連携を図り、より効果的な交通安全活動を展開する。

平成26年度 予 算 (案)

歳 入 6,809,120 円
歳 出 6,809,120 円

【歳 入】

科 目		摘 要		
		平成26年度 予 算 額 (A)	平成25年度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)
会 費		5,882,000	6,090,000	△ 208,000
	一 般 会 員	4,032,000	4,140,000	△ 108,000
	特 別 会 員	1,160,000	1,200,000	△ 40,000
	賛 助 会 員	690,000	750,000	△ 60,000
雑 収 入		0	0	0
	預 金 利 息	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
	助成金収入	0	0	0
前 期 繰 越 金		927,120	1,138,262	△ 211,142
合 計		6,809,120	7,228,262	△ 419,142

※ 会員口数については平成26年 4 月 1 現在。

【歳 出】

科 目	摘			要
	平成26年度 予 算 額 (A)	平成25年度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)	備 考
事 業 費	3,138,000	3,352,000	△ 214,000	
安全活動費	3,138,000	3,352,000	△ 214,000	
広報活動費	2,000,000	2,162,000	△ 162,000	※SA・PA等での活動
安全教育費	5,000	30,000	△ 25,000	※貸出用DVD・小冊子
会報発行費	253,000	250,000	3,000	※会員向け事業 会報での事業報告 中央研修所での研修
交通情報費	150,000	360,000	△ 210,000	
研 修 費	730,000	550,000	180,000	
管 理 費	3,670,740	3,870,250	△ 199,510	
会議費	140,000	200,000	△ 60,000	
総 会 費	100,000	150,000	△ 50,000	
理 事 会 費	30,000	50,000	△ 20,000	
表 彰 費	10,000	0	10,000	※表彰額・副賞
人件費	3,043,740	3,020,000	23,740	
職 員 給 与	2,560,000	2,560,000	0	
福利厚生費	450,000	450,000	0	
旅 費	5,000	10,000	△ 5,000	※必要に応じ支出
退職引当金	28,740	0	28,740	
事務費	487,000	650,250	△ 163,250	
通 信 費	300,000	402,000	△ 102,000	※通話料金・送料等
印 刷 費	70,000	55,000	15,000	※規程冊子
光 熱 費	42,000	28,250	13,750	※電気代・水道代
慶 弔 費	5,000	5,000	0	
消 耗 品 費	50,000	60,000	△ 10,000	
備 品 費	20,000	100,000	△ 80,000	※ソフト「同報@メール」
予 備 費	380	6,012	△ 5,632	
合 計	6,809,120	7,228,262	△ 419,142	

役 員 選 任

会則第11条の規定により

理事 20人

監事 2人

が、任期満了につき改選を求めます。

役 員 名 簿

(平成26年 6 月11日現在)

役 員 名	団 体 名	氏 名
会 長	愛媛県トラック協会 会長	一宮 貢三
副 会 長	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 会長	石原 実
	愛媛県バス協会 会長	佐伯 要
理 事	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 副会長	中村 忠司
	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 副会長	高岡 春彦
	愛媛県安全運転管理者連絡協議会 監事	富田 耕治
	愛媛県貨物運送事業協同組合 理事長	竹井 伸夫
	愛媛県軽自動車協会 会長	一色 義治
	愛媛県高速運輸事業協同組合 理事長	西川 武
	愛媛県交通安全協会 会長	矢野 精一
	愛媛県レンタカー協会 会長	尾崎 義彦
	愛媛県指定自動車教習所協会 会長	石原 実
	愛媛県自動車整備振興会 会長	小泉 一郎
	愛媛県中古自動車販売協会 会長	藤谷 光幸
	愛媛県町村会 会長	白石 勝也
	愛媛県トラック運送事業協同組合 理事長	御手洗 安
	愛媛県農業協同組合中央会 会長	梶谷 昭伸
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会 会長	渡部 光男
	愛媛自動車販売協会 会長	五味 久枝
	全国農業協同組合連合会愛媛県本部 副本部長	小越 慎介
監 事	愛媛県交通安全協会 副会長	桑原 征一
	愛媛県市長会 会長	菅 良二

…新任

顧問・参与名簿

(平成26年6月11日現在)

—13—

	団 体 役 員 名		氏 名
顧 問	四国運輸局愛媛運輸支局長		今西 照章
	愛媛県県民環境部長		岡田 清隆
	愛媛県警察本部交通部長		工藤 光一
	西日本高速道路(株)四国支社保全サービス事業部次長		上岡 誠
	四国管区警察局高速道路管理官		篠崎 富和
参 与	愛媛県消防防災安全課長		加藤 泰
	四国運輸局愛媛運輸支局首席運輸企画専門官		谷口 政賀津
	西日本高速道路(株)四国支社愛媛高速道路事務所長		末田 元二
	西日本高速道路(株)四国支社香川高速道路事務所長		亀山 良成
	西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所長		大部 蘭 和久
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ今治管理センター所長		酒井 和吉
	愛媛県警察本部交通部	参事官交通企画課長	山崎 靖
		参事官運転免許課長	森平 将文
		交通指導課長	細田まさる
		交通規制課長	稻荷 聖二
		交通機動隊長	近藤 博文
		高速道路交通警察隊長	有光 茂樹

…新任

新旧対象表

【就業規則】 P. 7～

旧	新
第4章第16条第2項 休日に就業した場合は、8週間以内に代休を認めるものとする。	削除
様式1 差出人 愛媛県高速道路交通安全協議会	愛媛県高速道路交通安全協議会 会長
様式1 勤務先 (県警察本部 交通企画課内)	(愛媛県高速道路交通警察隊内)
様式1 試験実施場所 愛媛県警察本部 (松山市南堀端町2番地2)	愛媛県高速道路交通警察隊内 (松山市井門町804番地)
様式1 連絡先 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部交通企画課内	〒791-1114 松山市井門町804番地 愛媛県高速道路交通警察隊内
様式2 差出人 愛媛県高速道路交通前協議会 会長	愛媛県高速道路交通安全協議会 会長
様式2 勤務先 (愛媛県警察本部 交通企画課内)	(愛媛県高速道路交通警察隊内)
様式2 連絡先 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部交通企画課内	〒791-1114 松山市井門町804番地 愛媛県高速道路交通警察隊内
様式3 差出人 愛媛県高速道路交通前協議会 会長	愛媛県高速道路交通安全協議会 会長

様式 3 連絡先 〒790-8573 松山市南堀端町 2 番地 2 愛媛県警察本部 交通企画課内	〒791-1114 松山市井門町 804 番地 愛媛県高速道路交通警察隊内
--	---------------------------------------

【給与規程】 P.17～

旧	新
第 10 条第 2 項（2）エ 4 ヶ月 15 日以上 5 箇月未満 100 分の 80	4 箇月 15 日以上 5 箇月未満 100 分の 80

【役員等の費用弁償規程】 P.32～

旧	新
別表 支給金額	高速道路料金を基とし、減額。

【処務規程】 P.33～

旧	新
第 4 章第 11 条第 3 項 ただし、簡易なものについては、公印を省略することができる。	ただし、大量又は簡易なものについては、公印を省略することができる。
様式 4 切手使用状況表	増税に伴う切手金額の変更。

【表彰規程】 P.39～

旧	新
第 3 条	新設 第 3 項 毎年 12 月 31 日現在、3 年間無事故無違反であって、かつ、運転免許の効力の停止処分を受けていない団体

同報@メールについて

月額制のメール配信サービスとは異なり、買いきりのパッケージソフトなので低コストで独自のメール配信が可能。

個人データを外部の事業部に提供する必要がないため、個人情報保護にも対応。

開封率の高い携帯メールにも対応。約 5 万件のアドレスが登録できる。

【機能】

●一斉送信

多数の宛先に対して、一度にメールの同報送信が行える。

すべての宛先に対し [To] で 1 通ずつ送信するので、[Cc] [Bcc] で送信した場合と異なり、メールを受け取った人にとっては、自分だけに対して送られたメールのようになる。

●送信先の抽出

条件の組み合わせにより、宛先グループを簡単に抽出できるので、白書や事故マップ・事故概況など資料を受信する場合の社内用アドレスと、随時、雪のための通行止め等の情報を受信するドライバー専用の携帯アドレスを登録しておくと便利。

(例)

事業所名	アドレス	種類
〇〇株式会社 1	- - - - - @~~.com	資料
〇〇株式会社 2	. . . @==.jp	ドライバー
△△有限会社 1	* * * * * @??.com	資料
△△有限会社 2	# # # # # @——.jp	ドライバー
△△有限会社 3	! ! ! ! @——.com	資料・ドライバー

※「資料」・・・白書、事故マップ、えひめハイウェイ情報、セーフティハイウェイ愛媛チラシ等

※「ドライバー」・・・高速道路の通行止め等の情報。

※社内用にも通行止め等の情報を受信したいなら“種類”の欄に両方記入しておく。

※高速安協のメールに「事業所名」「アドレス」「種類」を記入して送信。

●添付ファイルの送付

メールに添付ファイル（最大 5 MB まで）をつけられる。

ただし、携帯メールはこの限りではない。

【価格】

●同報@メール 5 / R.2 パッケージ製品 ￥18,857（税別）

会 員 の 入 会 状 況

		25. 4. 1				26. 4. 1				増減
		一般会員	特別会員	賛助会員	計	一般会員	特別会員	賛助会員	計	
安 全 運 転 管 理 者 連 絡 協 議 会	事 業 所	92			92	91			91	-1
	協 議 会		17		17		17		17	
貨 物 運 送 事 業 協 同 組 合	組 合			1	1			1	1	
軽 自 動 車 協 会	事 業 所	7			7	7			7	
	協 会			1	1			1	1	
高 速 運 輸 事 業 協 同 組 合	組 合			1	1			1	1	
高 速 道 路 関 連 事 務 所	事 務 所	7			7	7			7	
交 通 安 全 協 会	協 会		14		14		12		12	-2
市 町 村	団 体		20		20		20		20	
指 定 自 動 車 教 習 所 協 会	事 業 所	18			18	18			18	
	協 会		1		1		1		1	
JA 愛 媛 中 央 会	組 合 会	13			13	13			13	
	連 合 会		5		5		5		5	
愛 媛 県 レ ン タ カ ー 協 会	協 会	1			1	1			1	
株 式 会 社 愛 媛 新 聞 社	事 業 所	1			1	1			1	
株 式 会 社 門 屋 組	事 業 所			1	1			1	1	
自 動 車 整 備 振 興 会	事 業 所	1			1	1			1	
	振 興 会			1	1			1	1	
自 動 車 販 売 協 会	事 業 所	16			16	16			16	
	協 会			1	1			1	1	
第 四 物 流 協 同 組 合	組 合			1	1			1	1	
中 古 自 動 車 販 売 協 会	協 会			1	1			1	1	
ト ラ ッ ク 運 送 事 業 協 同 組 合	組 合			1	1			1	1	
ト ラ ッ ク 協 会	事 業 所	129			129	126			126	-3
	協 会			1	1			1	1	
ハ イ ヤ ー タ ク シ ー 協 会	事 業 所	14			14	13			13	-1
	協 会			1	1			1	1	
バ ス 協 会	事 業 所	4			4	4			4	
	協 会			1	1			1	1	
会 員 数 合 計		303	57	12	372	298	55	12	365	-7
入 会 口 数 合 計		341	60	25	426	336	58	23	417	-9

交通事故防止に関する決議（案）

交通事故をなくすことは、県民すべての心からの願いであります。

しかしながら、この願いと努力にもかかわらず、高速道路等における交通事故は増加傾向にあります。

ここに、平成２６年度愛媛県高速道路交通安全協議会通常総会を開催するにあたり、生命の尊さと交通事故の悲惨さを深く認識し、高速道路等における安全で快適な交通環境の確立及び交通死亡事故抑止“アンダー５０”を達成するため、関係機関・団体をはじめ、道路交通の場に参加する全ての人々と協力し、次のことを推進します。

- 一 安全な速度及び車間距離保持の徹底
- 一 通行帯違反の撲滅
- 一 後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 一 積載物の落下防止
- 一 逆走車両に対する逆走防止措置

以上、決議します。

平成２６年６月１１日

愛媛県高速道路交通安全協議会

平成２６年度 通常総会

愛媛県高速道路交通安全協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、愛媛県高速道路交通安全協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 協議会は、高速自動車国道及び同国道に接続する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通安全意識の普及高揚を図り、もって、安全で円滑な交通の実現及び交通に起因する障害の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高速道路等における交通安全啓発活動
- (2) 第4条の会員の事業所等で行う交通安全教育に対する協力援助
- (3) 高速道路等における交通の安全と円滑及び障害の防止に関する調査研究
- (4) 交通情報等の収集伝達
- (5) 高速道路等における交通安全功労者の表彰
- (6) 関係官庁等との協調及び連絡
- (7) その他必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員

ア 一般会員

高速道路等を利用し、又は関係を有する県内の事業所、団体等で、第2条の目的に賛同して入会したもの

イ 特別会員

交通安全を推進する機関又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

協議会の事業を賛助する個人又は団体で、第2条の目的に賛同して入会したものの

(入 会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式1)を提出し、その承認を得なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会を退会したものとする。

(1) 会員が死亡し、又は解散したとき

(2) 会費の納入が不能となったとき

(会 費)

第7条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第4章 役 員 等

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理 事 20人以内

(4) 監 事 2人

2 会長及び副会長は、理事を兼ねるものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(選 任)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事及び監事は、会員のうちから総会の決議により選任する。

(職 務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、共同してその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合において、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合、又は任期が満了した場合においても、後任が選任されるまでは従前の職務を行うものとする。

(辞任)

第12条 役員は、その職務の遂行に支障のある理由が生じた場合は、理事会の承認を得て辞任することができる。

(解任)

第13条 役員として相応しくない行為があった場合は、総会において、その出席者の過半数の同意により、解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 参与は、協議会の事業に関係のある者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(種別)

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員のうち各関係機関の代表者（以下、「代議員」という。）をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第 17 条 総会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 理事及び監事の選任、又は解任に関すること
- (4) 会則の改正に関すること
- (5) その他協議会の運営について必要と認める事項

2 理事会の議決事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代議員の選任に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の委任を受けた事項の執行に関する事項
- (4) 総会の議決を必要とする事項で、総会を開催する時間的猶予がなく、急を要する事項
- (5) 表彰に関する事項
- (6) その他協議会の運営について必要と認める事項

3 会長は、前項第 3 号及び第 4 号により議決された事項について、総会に報告しなければならない。

(開 催)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回、開催するものとする。

2 臨時総会及び理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(召 集)

第 19 条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集に当たっては、事前に構成員に対し、文書により通知するものとする。
ただし、急を要する場合には、この限りではない。

(議 長)

第 20 条 会議の議長は、会長又は会長が指名した者をもって充てるものとする。

(定足数)

第 21 条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 22 条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理人)

第 23 条 会議に出席できない構成員は、委任状（様式 3）により、代理人に表決を委任することができる。この場合において、第 21 条及び前条の規定の適用については、出席したものみなす。

(議事録)

第 24 条 事務局は、会議の議事については、議事録に記録しておかなければならない。

第6章 会 計

(資 産)

第25条 協議会の資産は、次に掲げるものとする。

(1) 会費及び寄付金品

(2) その他の収入

(資産の管理)

第26条 協議会の資産は、会長が管理するものとする。

(経費の支弁)

第27条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

2 事業年度末に剰余資産を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(予算、決算等)

第28条 協議会の予算及び事業計画は、会長が作成し通常総会の議決により定めるものとする。

2 会長は、決算及び事業報告を年度終了後、監事に提出して、その監査を受けた後、通常総会の承認を得なければならない。

3 監事は、前項の決算及び事業報告を監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第29条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

(事務局)

第30条 協議会の事務局は、愛媛県警察本部交通部内に置く。

2 事務局には、会長の任命する職員を置き、事務を運営するものとする。

(委 任)

第31条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 19 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 23 年 6 月 4 日から実施する。

附 則

この会則は、平成 25 年 6 月 14 日から実施する。

様式 1 （第 5 条関係）

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会長 殿

貴会の目的に賛同し、入会を申し込みます。
また、会費については、愛媛県高速道路交通安全協議会会費徴収規程で定め
る、各区分に応じた年額に会費口数を乗じた金額を納入します。

機関，団体等名称 (※個人の場合記入不要)		
ふりがな 役職名等・代表者名 (個人名称)		⑩
所 在 地	TEL () — /FAX —	
E メールでの情報配信	希望する ・ 希望しない (FAX での受けとりになります。)	
E メールアドレス (※上記で「希望する」と した場合、要記入)		
会 員 区 分 及 び 会 費 口 数	区 分 一般会員 特別会員 賛助会員	口 数

様式 2 （第 6 条第 1 項関係）

退 会 届

平成 年 月 日

愛媛県高速道路交通安全協議会長 殿

次のとおり、貴会を退会します。

機関，団体等名称 (※個人の場合記入不要)	
代 表 者 名 (個人名称)	⑩
所 在 地	TEL () — /FAX —
退会年月日	平成 年 月 日
退 会 理 由	

様式 3（第 23 条関係）

委 任 状

平成 年 月 日

所 在 地

事務所名

氏 名 ⑩

私は下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日開催の

愛媛県高速道路交通安全協議会 { 理 事 会
通 常 総 会 における、質疑・議決等の
臨 時 総 会

一切の権利を委任します。

記

（代理人）

役職等	
ふりがな 氏 名	

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

★SAFETY HIGHWAY EHIME★



たいちょう
「こま隊鳥」

愛媛県高速道路交通安全協議会事務局

〒791-1114

愛媛県松山市井門町804番地

愛媛県高速道路交通警察隊内

☎ (089) 997-7281 ≪FAX兼用≫